

太田市職員の職名及び職務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第31号

太田市職員の職名及び職務に関する規則の一部を改正する規則

太田市職員の職名及び職務に関する規則（平成17年太田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「、室長（コンプライアンス推進室に限る。）」を削り、同表4の項中「（コンプライアンス推進室を除く。）」を削り、同表7の項中「、園長」及び「、施設長」を削り、同表8の項中「、園長代理」及び「、施設長代理」を削り、同表中9の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|-----------|---|
| 9 | 技士長、技士長補佐 | 係長等の指揮を受け、特に高度の一般的又は専門的知識、識見を有し、又は特に高度の経験及び熟練を有して、係員への指導をし、分担する職務を遂行する。 |
|---|-----------|---|

別表第2副部長の職務と同程度の職務の項中「室長（コンプライアンス推進室に限る。）及び」を削り、同表課長の職務と同程度の職務の項中「（コンプライアンス推進室を除く。）」を削り、同表係長の職務と同程度の職務の項中「、園長、」を「及び」に改め、「及び施設長」を削り、同表係長代理の職務と同程度の職務の項中「、園長代理」及び「、施設長代理」を削り、「主担専門官」の次に「、技士長、

技士長補佐」を加え、同表主任の職務と同程度の職務の項中「主任幼稚園教諭、主任保育士、」を削り、同表主事の職務と同程度の職務の項中「、幼稚園教諭、保育士」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。